

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ		
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定の一部の解除 (循環型社会推進課)	105	○一般競争入札の実施 (流域下水道事務所)	108
○管理美容師として修了しなければならぬ講習会の指定 (生活衛生課)	106	○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (山城広域振興局)	113
○保安林の指定予定 (丹後広域振興局)	〃	○宅地建物取引業者の免許取消し (建築指導課)	114
○公共測量の実施 (用地課)	107	○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所、丹後土木事務所)	〃
○道路の供用開始 (中丹西土木事務所)	〃	公 安 委 員 会	
		○一般競争入札の実施	〃
公 告		正 誤	
○特定非営利活動促進法に基づく設立認証の申請に係る関係書類の縦覧 (山城広域振興局)	108	○平成22年1月29日付け京都府公報第2139号中	116
○特定非営利活動促進法に基づく定款変更認証の申請に係る関係書類の縦覧 (〃)	〃	○平成25年11月15日付け京都府公報第2526号中	〃
		○平成27年11月30日付け京都府公報号外第37号中	117

告 示

京都府告示第56号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第4項の規定により、同条第1項の規定により指定した指定区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成28年2月2日

京都府知事 山 田 啓 二

告示番号	指定区域	埋立地の区分	指定を解除する区域
平成20年京都府告示第211号	木津川市鹿背山川向3の2、7、8、9の2、9の3、9の4、9の8、9の9、10の1、10の2、10の乙	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号	木津川市鹿背山川向3の2、7、8、9の4の一部

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。



京都府告示第57号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理美容師として修了しなければならない講習会を次のとおり指定した。

平成28年2月2日

京都府知事 山 田 啓 二

1 講習会の主催者

- (1) 主催者 京都府美容業生活衛生同業組合
- (2) 所在地 京都市中京区御池通猪熊西入俵屋町185

2 講習日程及び講習会場

日 程	会 場
平成28年7月25日（月）	京都テルサセミナー室 (京都市南区東九条下殿田町) 70
8月1日（月）	
8月22日（月）	

3 講習科目及び講習時間

- (1) 公衆衛生 4時間
- (2) 美容所の衛生管理 14時間
- 計 18時間

4 受講予定人員 140名

5 受講料 15,000円

6 受講についての問合せ先

京都府美容業生活衛生同業組合
京都市中京区御池通猪熊西入俵屋町185
電話 (075) 811-0211



京都府告示第58号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成28年2月2日

京都府知事 山 田 啓 二

1(1) 保安林予定森林の所在場所

京丹後市久美浜町女布小字女布谷579

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

与謝郡伊根町字長延小字奥山10005（次の図に示す部分に限る。）、小字船津山10030の1

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種を定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

与謝郡与謝野町字滝小字ツツコ7345から7352まで、7354から7377まで、7379、7382から7384まで

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字ツツコ7345から7347まで、7348・7351・7352（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、7355、7356・7357・7359（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、7360、7361、7362（次の図に示す部分に限る。）、7363、7364（次の図に示す部分に限る。）、7365から7368まで、7369（次の図に示す部分に限る。）、7370、7371・7372（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

与謝郡与謝野町字弓木小字小谷21、21の1、3150から3159まで、3159の1、3160、3160の1、3161から3165まで、3165の1、3165の2、3166、3166の1、3167、3167の1、3168から3178まで、3178の1、3179、小字定山42の1、45から48まで、48の1、49から51まで、56から58まで、小字丘ノミゾ84、86

- (2) 指定の目的

土砂の流出の防備
 (3) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 小字小谷21、21の1、3150・3154（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3155から3159まで、3159の1、3160、3160の1、3161から3165まで、3165の1、3165の2、3166、3166の1、3167、3167の1、3168、3169（次の図に示す部分に限る。）、3170、3171（次の図に示す部分に限る。）、3174、3175（次の図に示す部分に限る。）、3176、3177、3178・3178の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、小字定山42の1、45から48まで、48の1、49から51まで、56から58まで、小字丘ノミゾ84・86（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり推進室及び京都府農林水産部森林保全課において縦覧に供する。なお、京丹後市役所及び関係町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。)

京都府告示第59号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府丹後土木事務所長から通知があった。

平成28年 2月 2日
 京都府知事 山 田 啓 二

- 1 測量の地域
宮津市皆原地内から惣地内まで
- 2 測量の期間
平成28年 2月 2日から平成28年 3月10日まで
- 3 測量の種類
公共測量（2級基準点測量）

京都府告示第60号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都市長から通知があった。

平成28年 2月 2日
 京都府知事 山 田 啓 二

- 1 測量の地域
京都市北区内及び右京区内
- 2 測量の期間
平成28年 2月 2日から平成28年 3月15日まで
- 3 測量の種類
公共測量（修正数値図化）

京都府告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
 なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成28年 2月 2日から平成28年 2月16日まで縦覧に供する。

平成28年 2月 2日
 京都府知事 山 田 啓 二

- 1 道路の種類 府道
- 2 路 線 名 市島和知線
- 3 供用開始の区間及び予定日

区 間	予 定 日
福知山市三和町上川合小字家ノ西452の2から 福知山市三和町台頭小字田中905の1（右）まで	平成28年 2月12日

- 4 縦 覧 場 所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人設立認証の申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年2月2日

京都府知事 山 田 啓 二

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

- (1) 名称
特定非営利活動法人 Colorbath
- (2) 代表者の氏名
吉川 雄介
- (3) 主たる事務所の所在地
八幡市欽明台東3番地1 E-809号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちが世界の人々や文化と関わることを通して、グローバル社会を生きる力を備えた若者で溢れる社会の実現に寄与することを目的とする。上記の目的のもと、広く個人や団体、学校に対して、国や地域を超えた団体同士や学校同士とのコミュニケーションをベースとした国際交流に関する事業を行い、学びの機会の創出と地域の教育力向上に寄与することを目指す。

- 2 申請年月日
平成28年1月14日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局企画総務部企画振興室及び田辺地域総務室並びに京都府府民生活部府民力推進課
- 4 縦覧期間
平成28年1月14日から平成28年3月14日まで

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、定款変更認証の申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年2月2日

京都府知事 山 田 啓 二

1 定款変更認証申請を行った特定非営利活動法人の概要

- (1) 名称
特定非営利活動法人 TMJ 研究所
- (2) 代表者の氏名
高橋 敏之

- (3) 主たる事務所の所在地
京都市下京区室町通仏光寺上ル白楽天町528番地
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域活性化（「まちづくり」を含む）、産業の創出・振興に取り組む個人及び団体に対して、有益な情報の提供やアドバイス、活動の促進・支援事業、相互交流・協力促進事業、IT活用の支援事業等を行い、地域社会の活性化を図るとともに、地域経済の発展と地域の産業振興に寄与することを目的とする。

- 2 申請年月日
平成27年12月1日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局企画総務部企画振興室及び京都府府民生活部府民力推進課
- 4 縦覧期間
平成28年1月18日から平成28年3月18日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る委託契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

平成28年2月2日

京都府知事 山 田 啓 二

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
桂川右岸流域下水道洛西浄化センター運転管理業務委託
- (2) 業務番号
流28洛西第13号の1
- (3) 業務場所
洛西浄化センター
長岡京市勝竜寺樋ノ口1ほか
- (4) 業務概要
運転操作業務、保守・管理業務、水質管理及び水質試験業務、施設管理業務、物品等調達業務等
- (5) 委託期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1
京都府流域下水道事務所総務室
電話番号 (075) 954-1877
ファクシミリ番号 (075) 955-2224
- (2) 入札説明書等の配布

ア 配布期間

平成28年2月2日（火）から平成28年2月15日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所のホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、(1)の場所に問い合わせること。

(3) 設計図書の閲覧

ア 閲覧期間

平成28年2月2日（火）から平成28年3月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧方法

設計図書については、京都府流域下水道事務所のホームページからダウンロードすることができる。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、単体業者（1社のみで入札に参加しようとする者をいう。以下同じ。）にあっては(1)の要件を、共同企業体にあっては(2)から(5)までの要件を満たさなければならない。

(1) 単体業者の要件

ア 地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体（海外の場合は、同種の公的機関をいう。以下同じ。）に係る活性汚泥法による下水処理能力水量（日最大水量をいう。）が1日当たり10万立方メートル以上の下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（海外の場合は、同種の施設をいう。以下同じ。）において、水処理施設と濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設とを併せた一連の運転管理業務について、下水道法に規定する高度処理（一部高度処理を含み、高度処理オキシデーションディッチ法を除く。以下同じ。）による元請けとして平成17年4月1日以降に2年連続した同一の終末処理場での契約履行実績を有する者であること。

イ 緊急時の初期対応として、おおむね1時間以内に応急復旧を開始する体制を確保することができる者であること。

ウ 総括責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有し、高度処理の終末処理場の維持管理業務における総括者の実務を1年以上又はエに定める副総括責任者の実務を2年以上経験した者で、高度処理の下水

道処理施設維持管理業務（保守点検及び運転操作・監視等の業務）に10年以上（そのうち5年以上は下水処理能力水量が1日当たり10万立方メートル以上の処理施設）の実務経験を有する技術者を業務場所に専任で配置することができる者であること。

エ 総括責任者の補佐として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有し、高度処理の終末処理場の維持管理業務における総括責任者の補佐の実務を1年以上又はオに定める主任の実務を2年以上経験した者で、高度処理の下水道処理施設維持管理業務（保守点検及び運転操作・監視等の業務）に7年以上（そのうち4年以上は下水処理能力水量が1日当たり10万立方メートル以上の処理施設）の実務経験を有する技術者（以下「副総括責任者」という。）を業務場所に専任で2名以上配置することができる者であること。

オ 担当業務の責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、高度処理の終末処理場の維持管理業務（保守点検及び運転操作・監視等の業務）に5年以上（そのうち3年以上は下水処理能力水量が1日当たり10万立方メートル以上の処理施設）の実務経験を有する技術者（以下「主任」という。）を業務場所に専任で3名以上配置することができる者であること。

カ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者で、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

ク 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領及び物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。これらの措置要領の適用を受ける有資格者でない者については、それらの措置要件に該当する事実がない、又は事実発生後それぞれの期間を経過している者であること。

ケ 確認申請書を提出するときに府税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

コ 確認申請書を提出するときに府が発注した建設工事等に関する債務を滞滞していないこと。

サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次

のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)でないこと。

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

シ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)でないこと。

ス この入札の日前2年間に国、地方公共団体その他の公的団体が発注を行った業務のうち、下水道施設、上水道施設、ごみ焼却施設、ダム施設、用水管理施設又はポンプ場の運転管理業務又は保全管理業務において、次のいずれかに該当すると認められる者でないこと。

(ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ウ) 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(エ) 正当な理由なく契約を履行しなかった者

(オ) 落札決定後に契約締結を辞退した者(その者の責めに帰すべき事由において当該契約締結の辞退をしたと認められる者に限る。)

(カ) 契約を解除した者(その者の責めに帰すべき事由において当該契約を解除したと認められる者に限る。)

(キ) (ア)から(カ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 共同企業体の要件

ア 共同企業体は、代表者及びその他の構成員の2者又は3者により自主的に結成されたものであること。

イ 代表者及びその他の構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30パーセント以上、3者の場合はそれぞれ20パーセント以上であること。

ウ 代表者及びその他の構成員のいずれかが(1)のイの要件を満たす者であること。

(3) 共同企業体の代表者及びその他の構成員全てに必要な要件

(1)のカからスまでの要件を満たすこと。

(4) 共同企業体の代表者に必要な要件

ア (1)のア及びウの要件を満たすこと。

イ 副総括責任者を業務場所に専任で1名以上配置することができる者であること。

ウ 主任を業務場所に専任で1名以上配置することができる者であること。

エ 出資比率が(2)のイのその他の構成員の出資比率を下回らないこと。

(5) 共同企業体のその他の構成員に必要な要件

ア 地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体に係る標準活性汚泥法と同等以上の方法による下水道法第2条第6号に規定する終末処理場において、水処理施設又は濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設の運転管理業務について、元請けとして平成17年4月1日以降に2年連続して同一の終末処理場での契約履行実績を有する者であること。

イ 総括責任者の補佐として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有し、標準活性汚泥法と同等以上の方法による終末処理場の維持管理業務における総括責任者の補佐の実務を1年以上又はウに定める担当業務の責任者の実務を2年以上経験した者で、下水道処理施設維持管理業務(保守点検及び運転操作・監視等の業務)に7年以上の実務経験を有する技術者を業務場所に専任で1名以上配置することができる者であること。

ウ 担当業務の責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、標準活性汚泥法と同等以上の方法による終末処理場の下水道処理施設維持管理業務(保守点検及び運転操作・監視等の業務)に5年以上の実務経験を有する技術者を業務場所に専任で1名以上配置することができる者であること。

5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法等

ア 提出期間

平成28年2月12日(金)及び平成28年2月15日(月)

<p>イ 提出場所 2の(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法 (ア) 持参の場合 提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。 (イ) 郵送の場合 書留郵便で提出期間内に必着のこと。</p> <p>(2) 資格確認資料の内容 資格確認資料は、次のとおりとする。ただし、単体業者にあつては、カ及びキの提出は、不要である。 なお、共同企業体にあつては、代表者が申請手続を行うこと。また、様式等の詳細は、入札説明書による。</p> <p>ア 同種業務の受託実績調書 イ 営業所一覧表 ウ 配置予定技術者調書 エ 契約書等の写し オ 国土交通省に備える下水道処理施設維持管理者登録簿への登録証明書 カ 共同企業体協定書の写し キ 共同企業体委任状 ク 法人にあつては、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する商業登記事項証明書及び定款 ケ 府税納税義務者にあつては、府税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類 コ 消費税及び地方消費税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類 サ 取引使用印鑑届 シ 法人にあつては、財務諸表（貸借対照表及び損益計算書） ス 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状 セ 4の(1)のキ、ク及びコからスまでに該当することを証する書類</p> <p>(3) その他 確認申請書及び資格確認資料の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しないものとする。</p> <p>6 参加資格を有する者の名簿への登載 資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、桂川右岸流域下水道洛西浄化センター運転管理業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。</p> <p>7 資格審査結果の通知 資格審査の結果は、確認申請書を提出した者に文書で通知する。</p> <p>8 参加資格の有効期限 参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。</p> <p>9 申請書記載事項の変更 確認申請書を提出した者（共同企業体にあつてはその構成員。6の名簿に登載されなかった者を除く。）</p>	<p>は、次に掲げる事項のいずれかに変更があつたときは、直ちに一般競争入札参加資格確認申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 商号又は名称 (2) 法人の所在地 (3) 営業所の名称又は所在地 (4) 法人にあつては、代表者の氏名又は権限を受任された営業所長等の職氏名 (5) 取引使用印鑑</p> <p>10 参加資格の取消し 入札参加者（共同企業体にあつては、その構成員）が、確認申請書及び資格確認資料の提出日から落札者の決定までの間に4の(1)から(5)までに掲げる要件のいずれかを欠くこととなった場合は、当該入札参加者の入札参加資格を取り消す。</p> <p>11 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、府に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を平成28年2月29日（月）の午後5時までに持参で2の(1)の場所に提出した場合に限り、説明を求めることができる。 なお、説明を求められた場合は、平成28年3月3日（木）までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。</p> <p>12 配布資料及び設計図書に関する質問回答 (1) 質問については、入札説明書に示す様式に記載し、配布資料に関する質問にあつては平成28年2月8日（月）午後5時までに、設計図書にあつては平成28年3月1日（火）午後5時までに、ファクシミリで2の(1)の場所に提出すること（郵送、電子メール又は持参による提出は、受け付けない。） (2) 回答については、配布資料に関する質問にあつては平成28年2月10日（水）までに、設計図書にあつては平成28年3月4日（金）までに京都府流域下水道事務所のホームページに掲載する。</p> <p>13 入札手続等 (1) 入札及び開札の日時、場所等 ア 日時 平成28年3月15日（火）午後1時30分 イ 場所 長岡京市勝竜寺樋ノ口1 京都府流域下水道事務所2階入札室 ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等 (ア) 受領期限 平成28年3月14日（月）午後4時 (イ) 提出先 2の(1)に同じ。 (ウ) その他 郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。</p> <p>(2) 入札の方法</p>
---	--

持参又は郵送によるものとし、電送による入札は認めない。また、入札時に(4)に示す委託費内訳書を提出すること。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 委託費内訳書

ア 委託費内訳書の業務価格（消費税及び地方消費税相当額を除く合計金額）は、入札書に記載する金額に一致させること。

イ 委託費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている閲覧用設計書の項目に一致させること。

なお、委託費内訳書の表紙には、業務名、業務番号及び商号（名称）のみを記載すること。

ウ 委託費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

オ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

カ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

キ 金額を訂正した又は金額を特定することができない入札書で入札した者の行った入札

ク 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札した者の

行った入札

ケ 開札時点において有効な委託費内訳書を提出していない者の行った入札（再度入札の場合を除く。）

コ 他人の氏名又は他の商号が記載された委託費内訳書を提示し、又は提出した者の行った入札

サ 入札金額と異なる委託費内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示し、又は提出した者の行った入札

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

14 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

15 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最も低い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

また、この入札に係る落札者の決定は、平成28年度予算の京都府議会の議決を条件とし、平成28年4月1日付けで行うこととする。

16 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

17 その他

(1) 1から16までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

(4) この入札に係る平成28年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

18 Summary

(1) Content of service:

Comprehensive maintenance service at Katsura River Right Embankment Regional Wastewater Treatment Plant

(2) Period for submission (in person) of application forms and attached documents for qualification

confirmation:

From 9:00 a.m. to 5:00 p.m. on Friday, February 12, 2016 and from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. on Monday, February 15, 2016

(3) Date, time and place for submission of tenders and the opening of tenders:

Date; Tuesday, March 15, 2016

Time; 1:30 p.m.

Place; Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office
1, Shoryuji-Hinokuchi, Nagaokakyo-City,
Kyoto 617-0836, Japan

TEL: (075) 954-1877

(4) For further information contact:

General Affairs Division, Kyoto Prefectural Regional
Sewerage Office

1, Shoryuji-Hinokuchi, Nagaokakyo-City, Kyoto
617-0836, Japan

TEL: (075) 954-1877



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

平成28年 2月 2日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社スズキケンセツ
代表取締役 鈴木 貞雄
枚方市尊延寺4580番地の7
- 2 林地開発行為の目的
土砂の搬入（工事残土の埋立処分）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
相楽郡精華町大字南稲八妻小字川原谷37番地ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
4.7ヘクタール
- 5 期間
森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可日から3年間
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	相楽郡精華町南稲八妻及び東畑地内の一部に存する道路（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置する。
交通量の増加	〃	町道祝園東畑線の区間に関しては時速30km以下で走行する。 車両の出入時間は、原則通学時間帯を外したものとし、午後5時までとする。 出入口及び町道祝園東畑線の交差点に交通整理員を配置する。 通学路の安全対策は、精華町教育委員会と詳細を協議し、これを定める。
騒音の発生	開発区域（盛土区域）周辺100m以内の地域（次の図のとおり）	緩衝帯として区域外周部に残置森林を設ける。 作業時間は、原則通学時間帯以後から午後6時までとする。
濁水の発生	相楽郡精華町南稲八妻地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内最下流部に沈砂池を設置し、場内の排水は、沈砂池に集水し、泥を沈下させた後に場外に排水する。 雨天時の作業を中止する。
河川水量の増加	〃	場内最下流部に調整池を設置し、場内の排水は、調整池に集水し、流量調整後に場外に排水する。 土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室
宇治市宇治若森7の6
- (2) 京都府農林水産部森林保全課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 精華町事業部産業振興課
相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70
- (4) 株式会社スズキケンセツ
枚方市尊延寺4580番地の7

9 縦覧期間

平成28年 2月 2日（火）から平成28年 3月 2日（水）

まで

10 意見書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

平成28年 2月 2日(火)から平成28年 3月16日(水)

まで

(2) 提出先

〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6

京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室

〔次の図〕は、省略し、その図面を 8 の場所において縦覧に供する。）



次の宅地建物取引業者については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第 1 項の規定により、平成28年 1月15日免許を取り消した。

平成28年 2月 2日

京都府知事 山 田 啓 二

商号又は 名 称	代表者の 氏 名	事 務 所 の 所 在 地	免許証番号	免許年月日
ア・デイ	吉田 利男	京都市左京区高野竹屋町37番地5	京都府知事(3)第12149号	平 27. 6. 15



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 2月 2日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市小倉町春日森59の 1、59の 5、60の 1
(関連区域)
市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市山科区御陵中筋町 1
株式会社ホンダ京都
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
京丹後市峰山町菅小字長町364、365の 1、365の 2、366の 1、366の 2、367、368の 1、369の 1、小字泔屋窪963の 1、969、970、971の 3、973の 2、974の 1、977の 1、977の 2、小字三石分976、977、国有道路敷
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
京丹後市峰山町新町1919番地の 1
株式会社サンタン不動産

公 安 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第372号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

平成28年 2月 2日

京都府警察本部長 坂 井 孝 行

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

I C 運転免許証作成システム機器の賃貸借及び I C 運転免許証作成用材料の購入 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

平成28年 9月 1日から平成33年12月31日まで

(4) 納入場所

京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の 3、85の 4

京都府警察本部総務部会計課調度係

電話075-451-9111 内線2251

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

平成28年 2月 2日(火)から平成28年 3月 1日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

とする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前 9時から午後 5時までの間に交付する。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の上、申し込むこと。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成28年 2月 5日(金)午後 4時から

イ 場所

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の 3、85の 4

京都府警察本部本館地下入札室

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される平成28年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成28年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、「コンピュータ・関連機器」、「電気機器」又は「文房具・事務機器」に登録されているものであること。
- (3) 1の(1)の業務を契約期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間等
 - ア 提出期間
2の(2)のアに同じ。
 - イ 提出場所
2の(1)に同じ。
 - ウ 提出方法
 - (ア) 持参により提出する場合
提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
 - (イ) 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (2) 確認通知
入札参加資格の確認結果は、別途通知する。
- (3) その他
 - ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。
 - イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。
 - (ア) 資格審査申請書の提出期間
平成28年2月2日（火）から平成28年2月18日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除

く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

- (イ) 資格に関する文書を入手するための手段
原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1268359158050.html>）からダウンロードすること。
- (ウ) 提出場所及び問合せ先
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課物品担当
電話075-414-5428

5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等
 - ア 日時
平成28年3月15日（火）午後2時
 - イ 場所
2の(3)のイに同じ。
 - ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
 - (ア) 受領期限
平成28年3月14日（月）
 - (イ) 提出先
〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部総務部会計課長
 - (ウ) その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。
- (2) 開札に立ち会う者
開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。
- (3) 入札の方法
持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。
- (4) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。
 - ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のな

い者のした入札
 イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札
 ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
 エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法
 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、この入札に係る落札者の決定は、平成28年度予算の京都府議会の議決を条件とし、平成28年4月1日付けで行うこととする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否
 要する。

6 入札保証金
 免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金
 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 入札の執行
 この入札に係る平成28年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

9 その他
 (1) この入札の実施については、1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 (2) 詳細は、入札説明書による。
 (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情の申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

10 Summary
 (1) The nature and quantity of the product to be leased
 Lease contract for making equipment of IC card type driver's license and purchase of materials for making IC card type driver's license
 (2) The time, date and place for tender
 2:00 PM Tue., 15, March, 2016
 Tender room in the basement, the Main building,

Kyoto Prefectural Police Headquarters
 85-3, 85-4 Yabunouchi-cho, Kamanza-higashiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550
 Japan
 (3) Time-limit for tender by mail
 Mon., 14, March, 2016
 (4) The time, date and place for the opening of tender
 2:00 PM Tue., 15, March, 2016
 Tender room in the basement, the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
 85-3, 85-4 Yabunouchi-cho, Kamanza-higashiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550
 Japan
 (5) Contact point for the notice
 Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters
 85-3, 85-4 Yabunouchi-cho, Kamanza-higashiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550
 Japan
 TEL 075-451-9111 Ext. 2251

正 誤

平成22年1月29日付け京都府公報第2139号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
75	右	下から2	片山順治	片山順治

平成25年11月15日付け京都府公報第2526号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
1116	右	上から2	片山博憲	片山博憲
			片山順治	片山順治

平成27年11月30日付け京都府公報号外第37号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
71	右	下から5	9,311,955	9,331,955